

【目次】

- ・ 認定！適格消費者団体へ！

……1 ページ

- ・ 第3回公開セミナー「適格消費者団体の差止・申入活動の実際」に参加して

……2 ページ

- ・ 第4回ホクネット通報ダイヤル実施報告
- ・ 適格消費者団体連絡協議会参加報告

……3 ページ

- ・ シンポジウムのご案内
- ・ 御礼
- ・ 編集後記

……4 ページ

認定！ 適格消費者団体へ！

～道内初、全国で8番目～

平成21年11月26日、消費者庁に申請を行い、認定を心待ちにしていたところ、平成22年2月25日に認定がおりました。翌日の26日、大臣官房室で通知式が行われ、瀬川理事長が福島担当相から認定書を受け取りました。

これにより、悪質商法の被害者に代わり事業者の不当行為、不当約款の使用差止を請求できる「適格消費者団体」に認定されました。

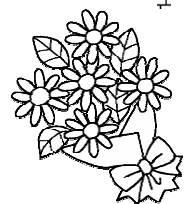
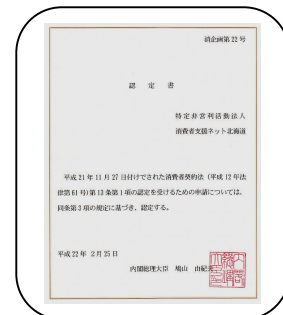
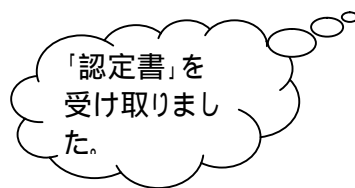


消費者庁が発足してから、初の適格消費者団体認定となり当初はやや緊張した面持ちで認定式に臨みました。福島消費者担当相から、ホクネットが地域密着型の活動を展開している旨のお話があり、それに対し返礼の挨拶として、瀬川理事長が「先行の7団体の適格消費者団体に負けない活動をしていきたい」という抱負を述べました。

その他の参加したメンバーからは、ホクネットの活動内容についての紹介やクレジット換金商法の問題点などが述べられ、

15分間の短い懇談でしたが

有意義な内容でした。



第3回公開セミナー

「適格消費者団体の差止・申入活動の実際」に参加して

ホクネット 理事 高橋 剛 氏 (弁護士)

講師の五條操弁護士は、消費者支援機構関西(ケーシーズ)の検討委員長の立場にあり、差止請求の最先端の実情と実践的なノウハウなど、貴重な話を聞くことができました。

ケーシーズは、消費者団体訴訟制度を実現し訴権行使の担い手となるという目的のもとに設立されており、ミッションが明確です。正会員に、他の適格消費者団体になっているというのもその一つの現れと思います。成果を挙げるための組織としての体制も整っていると感じました。

差止請求業務は、検討グループ、検討委員会、理事会の三段階構造のもとで行われており、検討グループは約10あって、弁護士などからの持ち込み案件も検討しているとのこと、情報収集力と機動性が備わっていると感じました。差止請求業務の手続は、問題案件について、まず「お問い合わせ」という形でアンケート等も含めた形での非公開の照会業務を多数行い、その中から公開を前提とした「申入れ」や「要望」に移行する案件を選定していく形をとっているとのことであり、業務の進め方として参考になりました。

既に差止請求訴訟を提起した案件は2件(被告は学習塾と貸金業者)あるとのこと、いずれも不特定多数の消費者に対し極めて問題のある行為を継続して行っているとみれる案件であり、訴訟により差止を図ることは、消費者防止拡大防止という点からも社会的意義の大きい活動と評価されます。和解した事案も、将来の被害再発の防止という観点から、和解条項についても相当知恵を絞っているようでした。

講演の最後に、五條弁護士から、ホクネットが適格消費者団体に認定された後はできるだけ早く1件目の差止請求訴訟を提起したほうが良いとのアドバイスがありました。差止請求は実践によって初めて機能を発揮し、また訴訟の経験を通じて組織の士気も高まりノウハウも蓄積される面もあるということ、改めて認識する機会を得た有意義な講演でした。



講師の五條 操 氏
(消費者支援機構関西検討
委員長)

とき 平成22年2月13日(土)
ところ ホテルさっぽろ芸文館
参加人数 33名



質疑応答が活発で予定
時間を越えました

第4回ホクネット通報ダイヤル実施報告



ホクネット理事、長検討委員長 町村 泰貴 氏
(北海道大学大学院法学研究科教授)



最初の相談は、事務局の通常電話にかかってきた。家庭教師センターに関する苦情であり、猪野弁護士が対応した。内容がひどいので受講を取りやめると、キャンセル料を請求されたという事案である。

ほとんど時をおかずに、次の情報提供がかかってきて、高谷委員と小笠原弁護士のチームが対応した。学習塾トラブルに関するもので、相談員の間でも有名な業者とのことである。

その後は、今回情報提供のあった事案に加えて、検討委員会の俎上に載った各事案について、参加者同士の意見交換を行った。

また、弁護士と司法書士の消費者トラブルに対する実務のあり方をめぐるミニ座談会も行った。終了間際、もう一件の情報提供が舞い込んだ。これも学習塾に関するものだったが、給料未払いに関する法律相談として、水谷委員および岸田弁護士が対応した。

今回もまた、件数は午前2件、午後1件と少なかった。その原因は、前回同様、マスコミ、特にテレビで取り上げられるタイミングが早すぎたという点に求められよう。



情報提供
に対応



今回はテーマを「なんでも」と無限定にしたため焦点が絞られなかったという反省点があり、今回は「学習塾、教材、プライダル、貸衣装」と多少なりとも絞ったし、事務局は可能な限りの広報に努めたのだが、十分ではなかったようである。

今後のやり方は、例えば弁護士・司法書士による無料法律相談と組み合わせるなど、工夫が必要と思われる。

適格消費者団体連絡協議会参加報告

日時 2010年2月27日(土)13時00分～17時30分

会場 主婦会館プラザエフ5階会議室
(東京都千代田区六番町15)

対象団体

適格消費者団体 8団体

消費者機構日本、消費者支援機構関西、全国消費生活相談員協会、京都消費者契約ネットワーク、消費者ネット広島、ひょうご消費者ネット、埼玉消費者被害をなくす会、消費者支援ネット北海道

適格認定を目指す団体 5団体

仙台・みやぎ消費者支援ネット、あいち消費者被害防止ネットワーク、消費者ネットおかやま、消費者支援機構福岡、大分県消費者問題ネットワーク

左記のように案内があり、ホクネットから町村検討委員長、谷村検討委員、事務局大嶋の3名が出席しました。

消費者機構日本品川理事長からの挨拶で、冒頭消費者支援ネット北海道の認定の報告がありました。消費者庁から内田長官の出席がある旨の説明があり、消費者庁としてもなみなみならぬ関心を持っているとのことでした。

埼玉消費者被害をなくす会から事前質問(自治体からの情報提供)に対するそれぞれの団体の報告などをおこないました。

シンポジウムのご案内

「地方消費者行政充実のための課題と提案を考える」

適格消費者団体認定を記念し、行政と消費者・消費者団体がともに考え、よりよい消費者行政とは何かを提案する目的で下記のとおりシンポジウムを開催いたします。

是非ご参加下さい。

また、詳細・申込につきましてはホームページ、メールマガジンなどでもお知らせいたします。

日時 平成22年 4月17日(土)
午後1時20分～午後4時00分

場所 北海道自治労会館
3階中ホール
(札幌市北区北6条西7丁目)

基調講演 (13:25~14:15)

「消費者委員会がめざすもの(仮題)」

松本 恒雄 氏

(一橋大学法科大学院長、
消費者委員会委員長)

パネルディスカッション (14:25~15:55)

パネラー (予定)

・渡辺 三省 氏(札幌市消費者センター所長)

・北海道環境生活部の方を予定

・道尻 豊 氏(ホクネット理事、弁護士)

・松本 恒雄 氏 (一橋大学法科大学院長、消費者委員会委員長)

コーディネーター

・向田 直範氏(ホクネット理事、北海学園大学法学部長)

～御 礼～

この度、適格消費者団体への認定に向けて、会員の皆様に寄付のお願いを致しましたところ、たくさんの方にご協力を頂く事が出来ました。

おかげさまで、基礎財産の確保を達成しました。紙面を借りましてお礼申し上げます。

誠にありがとうございました。

今後ともご支援のほどよろしくお願いいたします。

寄付件数	個人	110 件
	団体	3 件
寄付金額	1,415,350 円	
	(2月末現在)	

この基礎財産の用途は、差止請求訴訟追行に限定されています。

「 編集後記 」

「サクラサク」…うれしい春を待ち望む方は多いと思いますが、ホクネットにも待ちに待っていた便りが届きました。道内で初めての適格消費者団体認定。これまでの活動実績が認められた事は嬉しい限りです。外はまだ残雪も多く本格的な春までもう少しかかりそうですが認定後の検討委員会は熱い議論で盛り上がっていました。



適格消費者団体

NPO 法人 消費者支援ネット北海道

(愛称:ホクネット)

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目

ほくろうビル4F

TEL: 011-221-5884

FAX: 011-221-5887

E-MAIL

Info_hokkaido@hocnet1222.jp

URL

<http://www.e-hocnet.info/>

* 今号につきましては適格消費者団体認定の記事などを掲載のため予定より配布が遅れました。ご了承下さい。